

令和4年度 第2回府中市青少年問題協議会

議 事 録 (要 旨)

- 日 時 令和5年2月14日(火) 午後2時～午後3時40分
- 場 所 府中市役所北庁舎3階 第1・2・3会議室
- 出席委員 高野会長、遠田委員、前川委員、北島委員、中田委員、馬場委員、
栗田委員、大室委員、渡邊委員、石坂委員、堀井委員、菅原委員、
古川委員、石川委員、伊藤(仁)委員、伊藤(敏春)委員、新島委員、
小高委員、菅委員、佐藤委員、古森委員、酒井委員
- 欠席委員 長畑委員、小澤委員、廻委員、矢崎委員、忍足委員、一ノ瀬委員
- 代理出席 府中第八小学校 松下校長
- 事務局 石川子ども家庭部長、宮崎児童青少年課長、隅田指導室長、
福嶋児童青少年課長補佐、井上青少年係長、福永健全育成担当主査、
安藤事務職員
- 傍聴者 なし

資 料

1 会議資料

- (1) 次第・席次表
- (2) 令和5年度府中市青少年健全育成基本方針(案)
資料…令和5年度府中市青少年健全育成基本方針(案)
令和4年度 府中市青少年問題協議会委員名簿

2 参考資料

- (1) 情報交換資料
- (2) けやきち通信第12号

次 第

- 1 あいさつ
- 2 議題
令和5年度府中市青少年健全育成基本方針(案)について

3 情報交換

- (1) 府中市内の少年非行等の現状について
- (2) 中学校の現状について

4 その他

5 閉会

6 第二部 講演

「青少年のインターネット依存問題と対応のあり方」

ネット・ゲーム依存予防回復支援 MIRA-i 公認心理師 森山沙耶 氏

議 事 概 要

1 あいさつ

会長より、開会の挨拶が行われた。

事務局より

- ・ 委嘱状の伝達
- ・ 新任委員の紹介
- ・ 欠席委員の報告
- ・ 配付資料の確認

が行われた。

2 議題

- (1) 令和5年度 府中市青少年健全育成基本方針（案）について

【事務局より、資料に基づき説明】

令和5年度府中市青少年健全育成基本方針（案）につきまして、資料に基づきご説明をいたします。お手元の会議資料をご覧ください。

この資料の構成は

1～14ページが、令和5年度青少年健全育成基本方針（案）

15～29ページが、令和4年度と令和5年度の本文の比較

という2部構成になっております。

この基本方針につきましては、事前に委員の皆様方からご意見を頂戴し、市の関係課と調整を行い、それらを反映し修正させていただきました。

15ページ以降の本文比較資料をご覧くださいながら、順次ご説明させていただきます。

資料の16ページをご覧ください。

朱書き部分は付け加えられたもの、横線に灰色背景色が付された部分は、削除された箇所を表しております。

基本方針の構成でございますが、前文で青少年を取り巻く社会環境の現状とそれに対応する府中市の方針を述べさせていただいており、冒頭では令和4年4月1日に民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことについて追記しています。当市の健全育成基本方針においての青少年の対象年齢については、基本的には小学生から19歳までを青少年と捉えていますが、未就学児の躾や育児教育の相談に関しても健全育成の観点で重要であるので、対象年齢は0歳からとして捉え、関係課との連携を図っています。

資料の17ページをご覧ください。

重点目標につきまして6項目を掲げていますが、そのうち、6項目目について新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に基づいた各種活動の推進であったところを最新の感染症対策の基本方針に基づいた各種活動の推進に変更いたしました。

つづいて、次のページの18ページをご覧ください。

1 心のかよう温(あたた)かな家庭づくりの推進 についてですが、文面に記載の近年の社会変化に加え、家庭環境、家族価値観が多様化している現状について追記いたしました。

これにつきましては、「家族のふれあい」「家庭での適切な養育」「家庭の教育力の向上」を重視し、子どもの年齢に応じた家庭のあり方や、家族の対話や会話によって家族の絆を深める機会の拡充に努め、家庭教育の充実について啓発に努めることを目標としています。

次に、23ページをご覧ください。

4 青少年が抱える悩みや困難な課題に対する支援についてです。

ここでは、青少年や保護者の方々が、いつでも気軽に悩みを相談できる体制を充実、拡充させるとともに相談機関を周知することを目標としています。

青少年が抱える課題について「不登校」や「ひきこもり」、「精神的不安」の課題の他、現在、目されている「ヤングケアラー」について追記いたしました。

また《主な施策》にある

(1) 相談窓口の機能の充実 ですが、子ども家庭支援センター「たち」に加え、昨年7月に開設した、子育て世代包括支援センター「みらい」について追記し、きめ細やかな相談に応える、相談窓口のサービス向上を図ることを明文化しています。

また、次の24ページでは、成年年齢の引き下げで、18歳から親の同意なくして携帯電話やローン契約等、契約に関する権限が増える一方、18・19歳の青少年の消費者トラブルの増加が懸念されることから、消費生活センター

等の周知について新たに追記いたしました。

つづいて、(3) 青少年に対する相談機関の周知 についてです。

青少年の相談窓口の周知について「けやきち通信」を紹介していますが、本日、皆様のお手元に配布させていただいております。多くの方々のご協力により、「けやきち通信第12号」を発行することができました。1面では、公認心理師森山沙耶先生監修のもと、府中市小中学生のインターネット使用時間の調査結果や、ネット依存のセルフチェックなど、SNS・ネットゲームとの上手な付き合い方をテーマに掲載いたしました。2面・3面では、府中市青少年対策地区委員会の活動内容を掲載し、4面では「府中警察署少年係からひとこと」や「青少年相談コーナー」として多くの相談機関の窓口を掲載しています。けやきち通信は、25,000部発行し市内各小中学校や文化センター等の施設のほか、各青少年対策地区委員会、健全育成協力店等に配布し、幅広い世代へ周知をしています。

次に(4) 若者育成支援体制の構築について説明いたします。

こちらの項目では、令和5年度に実施予定である、ヤングケアラーの若者への支援強化、ヤングケアラーの実態調査、関係機関との調整を行うコーディネーターの配置など、ヤングケアラーへの支援、対策について新たに追記いたしました。

関係機関の連携をより一層推進し、ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげることができるよう、ヤングケアラーの支援体制を構築していきます。

次に25ページの 5地域の社会環境浄化と安全確保の推進についてです。

この項目では、地域社会が一体となって、青少年の各種犯罪の被害防止、薬物乱用や非行の防止、SNSトラブルや交通事故防止について啓発を図ることによって地域の環境浄化に努めるため10個の施策を柱としております。

つぎに資料の27ページをご覧ください。

主な施策の中で、27～28ページに記載している(8) インターネットの正しい利用方法等についての啓発について、青少年によるインターネットトラブル、インターネット依存の予防、インターネットリテラシーの向上の他、内閣府が最重点課題としてあげているペアレンタルコントロールの活用について追記いたしました。

続きまして、重点目標の 6最新の感染症対策の基本方針に基づいた各種活動の推進についてです。

現在、政府において新型コロナウイルス感染症対策による指針の見直しが進められていることを踏まえ、「身体的距離の確保」「マスク着用」等の詳細な対策事項の表現を削除しました。

また、これから示される指針に対応できるよう、文面表記につきまして、基本的感染対策を徹底し、国や東京都が示す指針等に沿って対応する 旨の記載

に修正いたしました。

以上、令和4年度と比較しながら、主な改正点を中心に、令和5年度の青少年健全育成基本方針（案）をご説明いたしました。

今、ご説明しました箇所以外にも、委員、関係各課の皆様のご意見を基に、修正をした箇所がございますが、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

令和5年度の府中市における青少年健全育成の根幹をなす基本方針であります。どうかご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

説明は以上です。

【前川委員からの質問】

ヤングケアラーが5年度の青少年健全育成基本方針に明記されて、嬉しく思います。ヤングケアラー問題について、府中でしっかりと取り組んでいくことがわかりました。

府中市では、ヤングケアラーの支援を子ども家庭部が進めていくことがわかりましたが、教育委員会でのヤングケアラーのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。質問は1点です。

【教育長 酒井委員回答】

ご質問ありがとうございます。

ヤングケアラーについては、重要な問題だと認識しております。

ヤングケアラーは、特に学校に登校する、しない等、そういった事に直結することになり、その子の将来、人生に大きく係わる事と考えております。

子ども家庭部と連携を図り、教育委員会は学校現場で発見することも多くあると思いますので、きちんと子どもを守っていく姿勢で取り組んでいきたいと思っております。以上です。

【意見、質問はなし。了承】

3 情報交換

(1) 府中市内の少年非行等の現状について

【府中警察署 署長 小高委員より説明】

都内では非行少年の検挙件数が一昨年に比べて減少しており、府中警察署管内でも同様に減少している。

一方で、都内では特殊詐欺による非行少年の検挙は増加しており、府中警察署管内でも数名の特殊詐欺犯人を検挙している。

府中警察署における非行少年の罪名で一番多いのは窃盗であり、続いて強盗、詐欺となっている。

また昨今では、新宿歌舞伎町にある新宿東宝ビル周辺の通称「トー横界限」で少年が性犯罪等の被害に遭うケースが問題とされている。

府中警察署では、「深夜の繁華街は危険であるから近づかないこと」、「SNSで知り合った人と安易に会うのは危険であること」を発信し、注意喚起を行っている。

現状について、ご家族学校でも指導を行っていただき、少年を犯罪被害から守る取組を強化していきたい。

【前川委員からの意見】

私は、若い女性の支援団体のサポートをしています。

トー横界限は、今非常に危険な状態であり、無秩序な状態で若い女性を餌食にするような人が溢れている状態にあります。

また若者を支援する団体へも攻撃される現状があり、その中で警察の方がパトロールしてくれています。

若い女の子の中には、家庭に居場所がなくて家出をしている女の子がたくさんいて、支援の中で女の子に話を聞くと多摩地域から来ている子もいます。

府中市でも何かの機会にトー横は危険な場所であるというメッセージをあらゆる機会を通じて話を広める活動をスタートしていただければと思います。

(2) 中学校の現状について

【府中第八中学校校長 佐藤委員より参考資料に基づき説明】

中学校ではコロナの陽性者もなく、3学期の半ばを過ぎようとしています。

市内では、生徒も全般的におちついた環境で教育できていると感じています。

情報交換資料の中で、中学校の現状について、書類を作成させていただくと共にいくつか資料をつけさせていただきました。

不登校生徒の問題について、不登校生徒数は、増加傾向にあり、不登校生徒への継続的なサポートを実施し学校との関係を維持することが重要だと考えています。

不登校の理由で多いのは4つで、

- ①人間関係がうまくいかない、②無気力でなんとなく登校しない、
- ③ネット依存等で昼夜逆転し、朝が起きられず登校ができない、
- ④家庭内での問題

があります。

また、各個人の病気で登校ができない生徒の他、新型コロナウイルス感染回避の理由で学校を休む生徒も散見される状況です。

次に２番目に生徒指導提要の改訂についてです。

文科省で１２年ぶりに改訂され、簡単に説明させていただきますと生徒指導の基本となるものとなります。

文科省のホームページに掲載されていますが、約３００ページに及ぶ内容です。今回は、時間の関係で生徒指導提要の項目のみを載せさせていただきました。項目の中で細かく記述されております。

この改訂を踏まえまして、学校としましては、「校則の見直し」、「校則をどのように取り扱っているか」についての講評、性的マイノリティへの対応、ヤングケアラーへの対応等、各関係機関と連携をしながら対応を図っていきたいと思います。

次に部活動の地域移行です。子ども達が楽しく、一生懸命に取り組んでいる部活動ですが、変わる動きがでてきています。

これについても、スポーツ庁等から通知がでてきており、資料を付けさせていただいていますので、ご確認していただければと思います。

その他資料としましてみんなでSNS 府中ルールを守ろうこま、教育庁作成のヤングケアラーを支援するために、性的マイノリティに関すること、生徒指導提要、運動部活の地域移行に関する検討会議提言の資料をつけさせていただいていますので、ご確認をいただければと思います。以上です。

【意見、質問はなし。】

4 その他

本会議後に「青少年のインターネット依存問題と対応のあり方」をテーマに講演について事務局より説明がなされた。

5 閉会

会長より、会議の終了を宣言され、協議会は閉会となった。